

## 青森県教育委員会第905回定例会会議録

- 1 期 日 令和6年6月5日（水）
- 2 開 会 午後1時30分
- 3 閉 会 午後1時53分
- 4 場 所 教育庁教育委員会室及び教育委員室

### 5 議事目録

- 議案第1号 青森県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画について  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- 議案第2号 令和7年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案について・・原案決定
- 議案第3号 令和7年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案について・原案決定
- 議案第4号 令和7年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針案について  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- 議案第5号 県立高等学校の学科の設置及び廃止について・・・・・・・・原案決定
- 議案第6号 市町村立学校職員の人事について・・・・・・・・原案決定

そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

### 6 出席者等

- ・出席者の氏名  
風張知子（教育長）、平間恵美、新藤幸子、安田 博、松本史晴、中野博之
- ・欠席者の氏名  
なし
- ・説明のために出席した者の職  
長内理事、早野教育次長、高橋教育政策課長、伊藤職員福利課長、下山学校教育課長、小関教職員課長、福士学校施設課長、小舘生涯学習課長、坂本スポーツ健康課長、山舘文化財保護課長、佐藤高等学校教育改革推進室長
- ・会議録署名委員  
平間委員、新藤委員
- ・書記  
西智明、佐藤栞

署 名 欄	
平間委員	
新藤委員	

## 7 議 事

### 議案第1号 青森県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画について

(高橋教育政策課長)

教育基本法第17条第2項の規定に基づく青森県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画の案について御説明する。

4月の会議では、知事が策定した「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」及び「青森県教育施策の大綱」に「アクションプラン」をあわせて、「青森県教育振興基本計画」として位置づける方向性について御了承いただいたものである。

また、前回の会議では、青森県教育委員会が今後取り組むべき具体的な施策・事業や進捗状況を把握するための指標を設定した「アクションプラン」の素案を示したところである。

これまでの御意見を踏まえ、青森県教育振興基本計画(案)をとりまとめたため、前回の説明と重複する部分もあるが、改めてアクションプラン(案)について御説明する。

本計画の全体的な構成について御説明する。第1章で、青森県教育施策の方針を示した後、第2章では、アクションプラン策定の趣旨や期間、政策・施策体系等について説明した上で、第3章で具体的なアクションプランを示し、最後に参考資料となっているものである。

10ページから19ページまでが、具体的なアクションプランとなるものである。10の施策を取り上げ、県の基本計画や教育大綱に基づく「主な取組」と、取組に対応する「主な事業」を記載し、これらに対応する「指標」を示しているものである。

「指標」の設定については、5年にわたり定期的に捕捉し続けることができるよう、国や県による既存の調査等の活用を基本としているものである。

「主な事業」と「指標」の対応関係については、必ずしも一対一でなく、1つの指標が複数の事業にまたがる場合もある。

「現状値」は、令和6年4月1日現在の公表データを記載しているものである。

「目標値」は、この計画の終了年度である令和10年度での達成を目指す状態について記載しているものである。施策として100%を目指すべきものなどについては、数値として100%としているものである。100%を目指して取り組むものの、目標値として具体的な数値の記載は難しいもの等については、「現状値より増」としているものである。また、全国平均値を目安として、目標値を設定したものもある。

前回の素案をもとに、改めて県や全国の調査と照らして内容の整理、精査を行い、事業や指標、目標値を一部修正したものである。

今後、県教育委員会では、アクションプランに基づき、各種施策の点検・評価など、教育施策のPDCAサイクルを進めていく。

また点検・評価は、本アクションプランに記載の定量的な数値目標だけでなく、数値による把握が困難な事柄や事業実施後の状況変化などの、定性的な情報も十分に踏まえて行う必要があると考えており、今後、本プランに基づく点検・評価を行う際には、定量的な視点と定性的な視点の双方から、取組状況等を確認していく。

なお、教育大綱において見直しが行われた際には整合性を図るため、必要に応じてアクションプランを更新することとなるものである。

(中野委員)

アクションプランに数値が入ったのはかなりの進歩であるが、数値のみにこだわってしまうのはよくない。

例えば15ページの指標②「時間外在校等時間」について、学校での在校時間を少なくするという目標だが、数値だけを求めてしまうと「仕事はあるが、ただ帰りなさい」という状況になってしまう。そうではなく不要な仕事をカットする、人員を増やす等結果として数値が改善されるよう、そのためには何をしなければならないのかを考えて進めていただきたい。

管理職の方にも理解していただかないと一生懸命勤務している先生にしわ寄せがいつてしまう。

また、数値が改善されなかった学校に対しても叱責するのではなく、学校へ寄り添い、なぜ改善されなかったのか、原因を一緒に考えられる優しい教育委員会であってほしい。

一緒に考えていく姿勢でアクションプランが達成されれば大変素晴らしいものになると思われるため、よろしくお願ひしたい。

(平間委員)

教育長のメッセージに教育委員一同及び教育委員会全体の思いが表されている。これからの方向性を示していくものになると県民の皆さんにも理解していただけると思われる。

数値目標に関しても事前にミーティングでも話し合ってきたが、教育委員の意見が反映されていることに感謝申し上げる。

中野委員からも話があったが、今後指標の数値についての点検・評価に当たっては、それが現場の負担とならないよう軽減できる部分は軽減してほしい。

(新藤委員)

教育長メッセージに思いが全て載っていると思われる。

教職員と生徒双方のウェルビーイングのために点検評価を行うということをおねないよう現場にも周知してほしい。

数値に表れない部分も考慮しながら点検評価し、現場の皆さんと一緒に頑張ってほしい。

(教育長)

他に御意見等はあるか。なければ議案第1号については原案のとおり決定する。

## 議案第2号 令和7年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案について

(下山学校教育課長)

青森県立中学校の入学者選抜は、毎年度、教育委員会で定める基本方針に基づいて適正に実施されるよう努めてきたところである。

今回御審議いただく令和7年度青森県立中学校入学者選抜基本方針については、

- 1 県立中学校の通学区域は、県下一円とする。
- 2 入学者の選抜は、小学校での学習や日常生活を通して身に付けた力、学習に対する意欲などを、筆記による適性検査、面接、調査書を組み合わせて、総合的に評価し、行うものとする。

3 選抜に当たっては、県立中学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

とし、昨年度の基本方針を踏襲しているものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第2号については原案のとおり決定する。

### 議案第3号 令和7年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案について

(下山学校教育課長)

青森県立高等学校の入学者選抜は、毎年度、教育委員会で定める基本方針に基づいて適正に実施されるよう努めてきたところである。

今回御審議いただく令和7年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針については、新たに全国からの生徒募集「あおもり留学特別選抜」を導入するため、項目5としてその実施について追加しているものである。

その他の項目については、

- 1 高等学校の通学区域は、県下一円とする。
- 2 全日制の課程及び定時制の課程の入学者の選抜は、次のとおりとする。
  - (1) 出願は、1人、1校1学科(部)に限るものとする。ただし、当該校に設置されている学科間等で第2志望を認める。
  - (2) 選抜は、中学校等の校長から提出される調査書、青森県教育委員会が実施する学力検査の成績、各高等学校で行う面接の結果及び各高等学校が定める選抜資料等に基づいて、一般選抜と特色化選抜により行うものとする。
  - (3) やむを得ない事由によって入学者選抜の学力検査等を受検できなかった者を対象に、別に定めるところにより、追検査を行うものとする。

など、令和6年度の基本方針を踏襲しているものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第3号については原案のとおり決定する。

### 議案第4号 令和7年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針案について

(下山学校教育課長)

青森県立特別支援学校高等部の入学者選抜は、毎年度、教育委員会で定める基本方針に基づいて適正に実施されるよう努めてきたところである。

今回御審議いただく令和7年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針については、

- 1 特別支援学校の通学区域は、県下一円とする。
- 2 入学者の選抜は、次のとおりとする。
  - (1) 出願は、1人、1校1学科に限るものとする。ただし、青森県立盲学校に出願する場合は、普通科と保健医療科との間で第2志望を認める。

(2) 選抜は、中学校等の校長から提出される調査書、各特別支援学校で実施する面接の結果及び必要に応じて実施する諸検査の結果を選抜資料とし、総合的に判定し行うものとする。

(3) 青森県立青森第二高等養護学校又は青森県立八戸高等支援学校の産業科に出願し、やむを得ない事由によって入学者選抜の学力検査等を受検できなかった者を対象に、別に定めるところにより、追検査を行うものとする。

など、昨年度の基本方針を踏襲しているものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第4号については原案のとおり決定する。

### 議案第5号 県立高等学校の学科の設置及び廃止について

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

令和7年度の県立高等学校の学科の設置及び廃止について、参考資料を用いて御説明する。

「1 学科の設置及び廃止の経緯」についてである。

青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画では、今回設置及び廃止する学科に関して、「五所川原農林高校においては、森林科学科と環境土木科を統合して環境科学科に改編し、森林の構造・機能・育成、農業土木、環境保全等に関する学習の充実を図る」こととしている。

この第2期実施計画に基づき、五所川原農林高等学校の森林科学科及び環境土木科の学科改編を令和7年度に行うものである。

「2 学科の設置及び廃止の内容」についてである。

五所川原農林高等学校においては、「森林科学科」及び「環境土木科」を募集停止し、「環境科学科」に改編・統合するものである。

環境科学科に「森林類型」及び「農業土木類型」を設け、これまで両学科で培ってきた森林の育成や農業土木等の学びについて引き継ぎ、生徒の進路選択の幅を確保するものである。

なお、これらの学科の設置・廃止時期について、設置は令和7年4月1日とし、廃止は令和7年3月31日となるが、廃止の日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間は、存続するものである。

ただ今、御説明した県立高等学校の学科の設置及び廃止については、昨年10月の第326回臨時会において見込みとして御説明した上で公表しているところである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第5号については原案のとおり決定する。

### 議案第6号 市町村立学校職員の人事について (非公開の会議につき記録別途)

## その他 職員の懲戒処分の状況について

(教育長)

職員の懲戒処分の状況については、資料のとおりである。何か質問、意見はあるか。

職員の懲戒処分の状況については、青森県教育委員会として了解した。